

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年 5月22日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730549

研究課題名（和文） 日米の少年矯正の比較研究—処遇実践と評価システムに着目して—

研究課題名（英文） A Comparative Study of the Juvenile Justice System in Japan and America: Focusing on the Practice and Evaluation System

研究代表者

宮古 紀宏 (MIYAKO NORIHIRO)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・助教

研究者番号：60549129

研究成果の概要（和文）：本研究は、米国カリフォルニア州を対象地域として、怠学、薬物、粗暴的逸脱行動、早期妊娠等のリスクを抱えた児童生徒へのオルタナティブ教育(alternative education, educational alternatives) 制度に焦点を当て、その実態を明らかにすることを試みたものである。文化的、社会的、宗教的多様性にかねてより直面し、その打開にもがいてきた米国では、多様な児童生徒に公平かつ公正に教育において成功する権利を保障する努力が継続されてきており、その政策の成否には賛否両論あるものの、制度としては児童生徒の多様性に対応することを企図した幾層ものセーフティネットが考案されるに至っている。すなわち、米国のオルタナティブ教育は、子どもと家庭の多様なニーズへの適合を求めてきたゆえに、学校教育を起点に多様な関係諸機関を巻き込む形で、「多層セーフティネット」を複雑に紡いでいる。本研究では、カリフォルニア州及び州内の郡・学区(ソノマ郡と郡内の学区)に分析対象を焦点化し、リスクを抱えた児童生徒へのオルタナティブ教育制度の構造を明らかにした。まず、公的機関の報告書等を文献調査し、教育的オルタナティブの制度的枠組みを学区及び郡レベルの二層構造として捉えた。次に、学区レベルの制度として「学内停学」、「インディペンデント・スタディ」、「コミュニティ・デイ・スクール」を、そして、郡レベルの制度として「コミュニティスクール」、「コートスクール」を明らかにした。これらの制度的研究を通して、カリフォルニア州のオルタナティブ教育制度の意義について、学校教育を起点としつつも様々な各種関係機関との連携を制度的に担保した「多機関的資源」として、多様な児童生徒のリスクとニーズへの適合が図られていることを明らかにした。しかし、一方で、オルタナティブ教育には、社会的な負のラベルがはらわれており、決定的な限界を有しているといえる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to clarify the alternative education system for youth at risk such as truancy, drug and alcohol abuse, delinquency, pregnant in Sonoma County, California. The United States continued working hard to guarantee public education for diverse students such as race and ethnicity, religion. As a result, historically, various educational alternatives are developed in the United States. However, there are few studies that clarified the alternative education system for at-risk youth in detail because it is very complicated and different by states and school districts. Focusing on Sonoma County, California, this paper is tried to draw the structure of alternative education system in detail. At first, it is outlined the educational alternatives using the report by public organizations such as California Department of Education and Sonoma County Office of Education etc. Through the analysis of these reports, it is cleared that there are two aspects of the alternative education system as “school district level” and “county level” in each county. Secondly, it is defined the school district level of educational alternatives as “In-School Suspension”, “Independent Study” and “Community Day School”. Thirdly, it is focusing on the county level of the alternative education system, especially “Community School Program” and “Court School Program”. They are cleared by interview and document research. Multi agencies for example Probation Department, Human

Services Department, Office of Education, and community based organizations (CBO) are collaborated for at-risk students in Community and Court Schools. That is to say, the Community and Court School system is established as the multi-agency resources. Finally, through this analysis, it is defined that the alternative education system as multi-agency resources has significance for juvenile delinquency prevention and treatment. At the same, it would be mentioned about problems of that system, too.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：司法福祉・更生保護

1. 研究開始当初の背景

本研究開始に至る目的意識や背景は、我が国の非行予防に関する教育実践及び制度と犯罪学の先進国である米国において、非行予防に有効とされている実践及び制度を対象に比較検討をしつつ、両国の特質や意義、課題等を見出すことにあった。我が国の非行予防に関する取組は各種機関(例、学校、警察、児童福祉、矯正、更生保護等)が長年培ってきた経験則に主軸を置くものであり、その具体的実践の理論化、体系化、または効果検証に関する評価研究は乏しいのが実情である。それに比して、米国では、人間科学の実証的成果をもとに、発達の観点を包摂した非行理解が進むとともに、非行からの立ち直りに有効な実践及び施策に関する評価研究が体系化され、積み重ねられている状況にあった。とりわけ、1990年代より、米英やカナダを中心とした英語圏諸国における刑事政策の分野では、犯罪予防に関する犯罪対処活動や犯罪対策の立案等に対し、厳密な研究デザインによる効果研究が盛んであり、それらの実証研究から産出された知見を「エビデンス」として、実務に活かすことが目指されてきている。すなわち、「エビデンスに基づく政策」や「エビデンスに基づく実務」が提唱されており、統計を駆使した数量的研究から政策を効果検証し、エビデンスを有する施策及び実践を犯罪・非行予防政策として展開していく姿勢を見せてきた。

上記のような日米両国の情勢に鑑み、本研究は両国の非行予防に係る実践を比較研究することで、経験則と実証主義的エビデンスの実践の意義と課題をミクロな実践レベルの諸相から制度評価を含めたマクロなレベルまでを想定し、究明することを企図して計画された経緯がある。

2. 研究の目的

上述の研究開始当初の問題意識等をもとに、本研究では、主に、米国の非行対応に関する実践と制度に焦点を当て、その内実を明らかにすることを目的とした。とりわけ、カリフォルニア州を研究対象地域として、怠学、薬物、粗暴的逸脱行動、早期妊娠等のリスクを抱えた児童生徒へのオルタナティブ教育(alternative education) 制度に焦点を当て、その実態を明らかにすることを試みた。オルタナティブとは、「代わるもの」「代案」を意味する言葉であるが、周知のように、米国のオルタナティブ教育とは、歴史的に、児童生徒が居住している学区に設置されている一般の学校へ通うにあたり、何らかの理由により、十分な教育を達成することができないと判断される場合に、その児童生徒の特別なニーズに合致するように提供される「代替的教育」を意味してきた。文化的、社会的、宗教的多様性にかねてより直面し、その打開にもがいてきた米国では、多様な児童生徒に公平かつ公正に教育において成功する権利を保障する努力が継続されてきており、その政策の成否には賛否両論あるものの、制度としては児童生徒の多様性に対応することを企図した幾層ものセーフティネットが考案されるに至っている。すなわち、米国のオルタナティブ教育は、子どもと家庭の多様なニーズへの適合を求めてきたゆえに、学校教育を起点に多様な関係諸機関を巻き込む形で、「多層セーフティネット」を複雑に紡いでいるといえる。しかし、全米を視野にオルタナティブ教育を俯瞰すると、大変多岐にわたる学校群から成る制度であり、その複雑さゆえに、全米レベルの総論的な検討、考察では、その具体的実際に迫ることは困難な分野である。カリフォルニア州は、ヒスパニック系の子どもが多く、リスクを抱えやすい現状に対し、

オルタナティブ教育に係る施策を積極的に展開してきたこと、また、カリフォルニア州は、米国において最大の人口を有し、他州への影響の大きい州であるため、調査対象地域に選定した。

3. 研究の方法

上述のようなオルタナティブ教育制度への関心及び問題認識のもとで、本論では、カリフォルニア州及び州内の郡・学区(ソノマ郡と郡内の学区)に分析対象を焦点化し、リスクを抱えた児童生徒へのオルタナティブ教育の構造的検討を文献調査と2回に訪問調査(インタビュー調査)の両面から行った。

(1) 文献調査

カリフォルニア州教育省、郡教育委員会、学区教育委員会、各オルタナティブ学校(継続学校、コミュニティスクール、コートスクール等)に関する文献を広くレビューする。

(2) 訪問調査(インタビュー調査)

第1回調査：2012年2月27日～3月4日

調査先：ソノマ郡教育委員会、サンタローザ市学区教育委員会、アマロザ学院、リッジウェイ継続高等学校、少年ホール、シエラ青年センター、月の谷子どもの家

第2回調査：2013年2月25日～3月7日

調査先：州教育省、ソノマ郡教育委員会、ソノマ郡プロベーション局、サンタローザ市学区教育委員会、ペタルマ市学区教育委員会、リッジウェイ継続高等学校、サン・アントニオ継続高等学校、ラグナ継続高等学校、アマロザ学院、ヘッドウォーターズ学院

4. 研究成果

(1) ソノマ郡のオルタナティブ教育

カリフォルニア州は58の郡からなり、それらの郡内の学区総数は、1,000以上にも上る。2011-12年度の州内の義務教育諸学校に登録している児童生徒数は、6,220,993名であり、全米屈指の規模を誇る。その内、ソノマ郡は、175の公立学校(小学校数102、中学校数23、高等学校数19、オルタナティブスクール数24、インディペンデント・スタディ・スクール数7、その内の51校はチャータースクール)があり、そこには約71,688人の児童生徒が在籍している。また、ソノマ郡内の学区については、全40学区あり、内訳として31の初等教育学区(elementary school district)、3つの高等学校区(high school district)、6つの統合学区(unified school district)で構成されている。学校を端緒とした機関連携を明るみにするうえで、ソノマ郡教育委員会(Sonoma County Office of Education)が策定した「ソノマ郡

内の退学者への教育計画」(Plan for Providing Educational Services to All Expelled Students in Sonoma County)は、退学者に係る教育的オルタナティブの実態調査を実施し、現状を明らかにしたうえで、今後の方向性を打ち出したものであり、参考になる。本教育計画を参考にしつつ、ソノマ郡内の学区及び郡レベルの教育的オルタナティブについて分類すると、学区レベル及び郡レベルで提供されるものの2つに大別できる。学区レベルの教育的オルタナティブは、各学区によりその種類と数に若干の違いがあるものの、おおむねすべての学区に共通している代表的な制度として、「学内停学」(In-School Suspension)、「インディペンデント・スタディ」(Independent Study)、「コミュニティ・デイ・スクール」(Community Day School)の3つを挙げることができる。また、郡レベルの教育的オルタナティブについては、主に「コミュニティスクール・プログラム」(Community School Program)と「コートスクール・プログラム」(Court School Program)の二つの施策から成る。学区及び郡レベルのオルタナティブ教育制度は、児童生徒が抱えるリスクの程度に応じて使い分けられており、学区レベルの延長線上に郡レベルのオルタナティブ制度が構築されている。

(2) 学区レベルのオルタナティブ教育

ソノマ郡内の学区レベルの教育的オルタナティブは、上述の通り「学内停学」、「インディペンデント・スタディ」、「コミュニティ・デイ・スクール」の3種がある。第一の学内停学制度は、ソノマ郡内のほぼ全学区において設けられ、運用されている代表的なオルタナティブの一つである。学内停学の概要は、停学処分になった児童生徒の学習を保障するために、在籍校内に特別の区画(教室等)を設け、個別のかつ特別の教育プログラムを用意し、対応することである。なお、ソノマ郡では、学内停学とは若干異なる形態として、停学者に同一学区内の他校や別の学区の学校に特別の場を設けて通学させるケースも存在する。

第二のインディペンデント・スタディは、学区教育事務所の一画や当該児童生徒の家庭において、代替的な教育を行うものである。学区により若干の差異があるが、一般的に、このプログラムを実施するうえでは、当該児童生徒の親や保護者の同意が必要である場合が多い。教室型の教育プログラムを補完する代替的な指導方略の一環であり、カリフォルニア州教育省により推進されている教育施策の一つでもある。

第三のコミュニティ・デイ・スクール制度は、カリフォルニア州教育法(California

Education Code)のセクション 48660 から 48926 の規定により設けられているもので、法令上、郡教育委員会や学区のもとで運営することが可能である。コミュニティ・デイ・スクールの一般的なカリキュラムは、最低 360 分の学習指導時間、向社会的行動育成のためのソーシャル・スキル・トレーニング、生徒の自尊感情やレジリエンスに焦点を当てたプログラム等で構成されており、学校教育と職業キャリア、あるいは、その他の「現実の世界」real world との接続を重視している。コミュニティ・デイ・スクールにおいては教員一人あたりの担当生徒の比率が低くなるような努力がなされており、児童生徒はスクールカウンセラーをはじめ、スクールサイコジスト、職業カウンセラー、生徒指導関係職員等による手厚い支援が試みられている。また、郡教育委員会やプロベーション・オフィサー等の法執行に関する行政官、さらには、ソノマ郡ヒューマンサービス局に関する専門的スタッフ等による関係機関の連携による支援もなされている。

ソノマ郡のコミュニティ・デイ・スクールは、州教育法セクション 48660 から 48664 の規定により、学区において、退学、とりわけ、州教育法セクション 48915(a)あるいは(b)に該当する非行・犯罪によって退学処分となった児童生徒、その他の何らかのリスクを抱えている児童生徒を対象とし、学区レベルの教育的オルタナティブの中核の一つとして運用されている。2012 年 6 月現在、ソノマ郡のコミュニティ・デイ・スクールは、4 つの学区において設置され、対象となる児童生徒の学年には若干の違いが見受けられる。これら 4 つの学区に設置されているコミュニティ・デイ・スクールへの照会については、カリフォルニア州社会福祉法 (Welfare and Institutions Code) セクション 300 あるいは 602 の規定に基づく郡プロベーション局からの委託、怠学の予防施策の一つである SARB (Student Attendance Review Board) からの委託、または、その他の学区レベルでの委託により、退学した児童生徒に対して行われるものであり、その範疇には虐待のある子どもへのケアも想定されているため、必ずしも非行のある子どもへの対処に限定した教育機関というわけではない。とはいえ、実際には、法令違反により強制的退学となった児童生徒へのオルタナティブという側面が強い。

(3) 郡におけるコミュニティスクール制度

郡レベルの教育的オルタナティブの代表の一つは、コミュニティスクール・プログラムである。学区レベルの教育的オルタナティブは、州教育法セクション 48915(a)あるいは(b)において、退学処分になった者に対して

まで利用を認めるものではない(前述のコミュニティ・デイ・スクールを除く)。そのため、郡が運営するコミュニティスクールは、学区レベルではフォローできない者たちに対して、教育的支援を可能とする有益なオルタナティブの場となっている。

カリフォルニア州において、一般の学校からの退学者に対し、コミュニティスクール・プログラムを受講させるには、州教育法セクション 1981(a)及び(b)の規定に従い、第 7~12 学年の生徒に対してのみ行うことが可能であり、主に、当該生徒の居住地を管轄する学区からの委託を必要とする。すなわち、学区によって、すでに学区レベルのオルタナティブを可能な限り用いたが改善がみられず、郡レベルの教育的オルタナティブが退学者にとって最も適切な教育の場であると判断されたときに、利用可能となる。具体的な例を挙げれば、前述の学区レベルの教育的オルタナティブであるコミュニティ・デイ・スクールを非行・犯罪等の法令違反により退学になったケースを引き受ける場合が多く、コミュニティスクールへ生徒を委託した学区は、郡教育委員会の要求や手続きに従わなければならない。

ソノマ郡教育委員会においても、上記の州教育法の規定のもとで、学校や地域において、逸脱的な行動を表出している、または、伝統的な学校教育の場では困難を抱えている 12 歳から 18 歳までの生徒のために、代替的な学習環境を提供するためにコミュニティスクールが設置・運営されている。コミュニティスクールは、彼らの特別なニーズを充足し、相応しい学習環境を提供することによって、一人ひとりの生徒の教育を立て直すことをその使命としている。そして、リスクを抱える生徒に、コミュニティスクールというオルタナティブの場において学校教育を継続、あるいは、復学できるよう支援がなされる。ソノマ郡の最初のコミュニティスクールは、1980 年代の中頃に開校した。当初の設立背景には、地域社会に困難をかかえた 10 代が広く社会的に認識されるようになり、その時以来、一部の生徒たちには、彼らの成功のために、特別な注意と支援が必要であるという考えが普及したためである。

ソノマ郡教育委員会が、退学者への教育的オルタナティブとして用意しているコミュニティスクールは、アマロザ学院 (Amarosa Academy) とヘッドウォーターズ学院 (Headwaters Academy) の 2 校である。これら二つの学校における教育上の力点は、生徒に提供される学習環境にある。コミュニティスクール・プログラムは、18~25 人程度の少人数学級と、2~4 教室ほどの比較的小さな教育の場として設定され、個別的教育を原則としている(個別指導のみをし、集団教育を

しないという意味ではない)。学習は生徒主体であり、各々の興味や関心、ニーズ、そして自らの目標の上に形作られることが目指される。クラスルームの教員は、しばしば、指導アシスタントと協働で、生徒が学習に成功するよう教育的支援やガイダンスがなされる。

また、コミュニティスクール・プログラムへの登録には、厳密な手続き過程がとられている。当該生徒の問題が特定され、遵守事項が設定され、目標が立てられる。そして、生徒、親、保護者、学校によって、契約書に署名される。生徒の居住する学区は、当該生徒が一般の学校へと復学するための基準を設定する。場合によっては、プロベーション・オフィサーやソーシャルワーカーが、このスクリーニングと登録の手続きに参加する。保護者の関与も重要であり、生徒がコミュニティスクール・プログラムへの登録を認められると、保護者と連携・協働する努力がなされる。コミュニティスクールへの在籍期間は、生徒により数か月から数年と様々でありうるが、少なくとも1セメスターは在籍しなければならないこととされている。コミュニティスクールの場での学習の継続を選ぶ生徒もいるが、一般的には生徒たちは目標基準を満たしたときに、居住地の学区にある一般の学校へと復学することとなる。

(4) 郡におけるコートスクール制度

コートスクールは、「コート(裁判所)」(court)という言葉が意味しているように、少年裁判所が関与する学校の総称である。カリフォルニア州教育法では、コートスクールを郡教育委員会によって運営され、収容された少年に公教育を提供する施設であると定義している。コートスクールが併置される場合は、幅があり、“juvenile hall”や“juvenile home”、“juvenile ranch”、“juvenile camp”、または“day center”、“regional youth educational center(regional youth facility)”等の施設に設置されている。すなわち、カリフォルニア州では、少年裁判所により送致される少年矯正施設や児童福祉施設に入所する児童生徒に対して、義務教育を保障することを目的に、郡教育委員会による学校を併設することを義務づけており、この特定の施設に併設された郡教育委員会管轄の公立教育プログラムをコートスクールと呼ぶ。コートスクールへの送致は、主に、少年裁判所による非行や虞犯行為に対する少年審判やプロベーション局の判断による矯正施設送致として活用される場合と、その他、保護者による虐待やネグレクトによる児童福祉施設送致に対して活用される場合に大別できる。

コートスクールに在籍する児童生徒の在

所期間は、それぞれの児童生徒により、一日から一年あるいはそれ以上の場合等、様々に異なるが、裁判所によって決められた期間、コートスクールに出席することとなる。郡教育委員会のコートスクールの目標は、裁判所の監督に係属しているすべての学齢児童生徒に対して、質の高いクラス指導を提供することにある。コートスクールは、少年の特別なニーズに応えられるように、また、裁判所によって決められた処遇や保護の目標と協働で機能するように考案されている。郡教育委員会に籍を置くコートスクールの教員は、ソノマ郡のプロベーション局や社会サービス局(Social Service Departments)とともに、在所している児童生徒への支援を協働で計画・実施している。支援を受ける児童生徒の教育的ニーズに適合するように、コートスクールのプログラムは、a) 少人数クラス、b) 学業上の単位の互換・連続性等による一般の学校教育への移行支援、c) 教育職員免許状を有する教員と必要なものが完備されたクラス、すべての教科を網羅したコース、d) テーマ別・問題群別のユニット、e) 一貫した教育活動の場を提供するための学校カレンダーの5つの原則に基づいて構築されている。すなわち、コートスクールは、少人数、習熟度別、問題群別による個別的な教育が、重要な原則として打ち立てられており、高度に組織化された学習環境が用意されている。また、コートスクールと一般の学校の単位の互換や指導の連続性に配慮されることで、コートスクール退所後に、公教育を継続し、地域社会に首尾よく復帰できるように、計画的な移行支援も提供されている。コートスクールでは、高等学校卒業に関するディプロマが習得できるようなカリキュラムも提供されている。コートスクールの最低就学時間は、240分であり、児童生徒は、求められるすべての学力テスト等の教育的アセスメントを受けなければならない(例、California High School Exit Examination、Standardized Testing and Reporting Program)。

コートスクールの目指すべき社会的成果については、上述のような設置目的等から、その射程は広範となるが(対象となる児童生徒のニーズが複雑・多様であるため)、おおまかに、義務教育からのドロップアウト予防、学校というコミュニティから疎外された若者のリカバリー支援、高等学校卒業等に関するディプロマ取得率の向上、行動や情緒面へのカウンセリングサービス、里子となっている若者支援、刑事司法制度からのダイバージョン、妊娠あるいは親となっている生徒への教育支援等を挙げることができる。そして、これらの社会的成果に対しては、カリフォルニア州教育省の各関係部局により、徐々に数

量的な効果研究が進められており、例えば、2007年には州教育省のEducational Options Officeより”Zero Dropouts for California”と題された調査報告書が発表されている。その他、カリフォルニア州では1999年の州法である公立学校説明責任法(Public Schools Accountability Act;PSAA)を根拠に、ASAM(Alternative Schools Accountability Model)というオルタナティブ教育の説明責任のための評価システムを構築し、運用している。なお、ソノマ郡教育委員会では、ソノマ郡 PROBATION 局(County of Sonoma Probation Department)が管理・運営している3つの矯正施設に、それぞれ3校のコートスクールを、また、ソノマ郡 HUMAN SERVICES 局(County of Sonoma Human Services Department)が管理・運営している児童福祉施設に、1校のコートスクールを設置している。これらソノマ郡教育委員会所管の4校のコートスクールでは、毎年、約1100人を超える児童生徒を支援している。

(5) オルタナティブ教育制度の意義と課題
カリフォルニア州において展開されているオルタナティブ教育の一端について、とりわけ学区及び郡レベルで実施されている制度に着目し、その内実を明らかにすることを試みた。その検討、考察から、コミュニティスクールやコートスクールをはじめ、オルタナティブ教育の大きな特色として描き出せることは、非行や怠学をはじめ、リスクを抱える子どもに対して、その程度に応じて、学校教育の機会を保障できるように、さらには、その取り組みが行政のセクショナルリズムを超え出るように「多機能的資源」として制度設計されている点である。まさに、コミュニティスクールやコートスクールは、その制度的枠組みにおいて、関係機関の連携・協働があらかじめ内包されており、子どもの教育保障に関するセーフティネットの形成において重要な役割を果たしている。さらに、着目したいことは、これらコミュニティスクールやコートスクール制度においてみられる学校教育と少年矯正教育の連携である。本研究で対象とした少年矯正施設や児童福祉施設内に郡教育委員会管轄の学校を設置するというコートスクールの発想は、行政のセクショナルリズムを乗り越える方途として大変興味深い。すなわち、少年司法制度に係属した児童生徒に対し、教員免許を有する学校教員が学習指導の責任をもち、高等学校卒業のディプロマ取得を目指し、さらには、矯正職員とともに、就労あるいはコミュニティ・カレッジ(地域短期大学)等への進学を支援することは、長期的にリスクを抱えた子どもの健全なスタイルでの地域統合に寄与すると考えられる。

しかし、オルタナティブ教育が、歴史的に「ゴミ捨て場」(“dumping grounds”)として負の社会的ラベリングを受け続けている側面があることに鑑みれば、多様な受け皿を用意すればことが足りるものではない今後、オルタナティブ教育制度が現実に、どのように機能し、その理念にどの程度アプローチするものなのかを課題として、本研究の現時点の総括としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

宮古紀宏「問題を抱える児童生徒のためのオルタナティブ教育」『進路指導』86巻1号、2013、pp.31-36.

〔学会発表〕(計3件)

(1) 宮古紀宏「カリフォルニア州のキャリア教育と矯正教育」日本キャリア教育学会関東地区部会第3回研修、2012年10月。

(2) 宮古紀宏「米国カリフォルニア州ソノマ郡の非行予防に関する機関連携—少年矯正制度に焦点を当てて—」アメリカ教育学会第24回大会、2012年10月。

(3) 宮古紀宏「カリフォルニア州における学校を起点とした多機関連携の現状—リスクを抱えた子どもへのオルタナティブ教育の功罪—」早稲田社会学会第35回研究例会、2013年5月。

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)
特記事項なし。

○取得状況(計0件)
特記事項なし。

〔その他〕

特記事項なし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮古 紀宏 (MIYAKO NORIHIRO)

早稲田大学・教育・総合科学学術院・助教
研究者番号：60549129

(2) 研究分担者

なし。

(3) 連携研究者

なし。